

参考資料

柔道整復療養費に関する議論の整理（平成28年9月23日）の主な内容

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 支給の審査において判断に迷う事例等を収集・整理した上で公表。
- 「亜急性」の文言については、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容（急性のものに準ずる）を踏まえた見直し。

2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- 柔整審査会において、統一的な基準を策定した上で、いわゆる「部位転がし」など不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を行う。
- 支給申請書に負傷原因の記載を1部位から求めるべきといった意見。一方で、負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見。
- 著しい長期・頻回事例における療養費の回数制限は、データを収集し、解析を進めた上で検討。

3. 療養費詐取事件等への対応強化

- 不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査。その上で、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用。
- 架空請求を防止するため、施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入。
- （平成29年10月）保険者等が、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる仕組みを導入。
- （平成30年4月（第14回専門委員会））患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向けて検討する。
- 問題のある患者について、償還払いしか認めないことについては、事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題。

4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 保険請求を行う施術管理者に対し、研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入。
- この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討。
- 初検時相談支援料について、併せて見直し。

5. その他

- 同一建物の複数患者への往療については、「同一建物居住者」であるか否かによって判断。
- 施術所が事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受けた施術は、療養費支給の対象外。
- 電子請求の導入に向けて、モデル事業を実施。

柔道整復療養費に関する議論の整理(平成28年9月23日)①

柔道整復療養費に関する議論の整理

平成 28 年 9 月 23 日

医療保険部会

柔道整復療養費検討専門委員会

当専門委員会は、平成 28 年 3 月 29 日以降、中・長期的な視点に立った柔道整復療養費の在り方について検討を行ってきた。

平成 7 年の医療保険審議会柔道整復等療養費部会における柔道整復療養費に係る意見の取りまとめから 20 年以上が経過し、柔道整復を取り巻く環境は大きく変化している。柔道整復療養費の支給額は、平成 25 年度においては国民医療費約 40 兆円のうち約 4 千億円を占めている。

また、在宅医療・在宅介護を推進し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう地域包括ケアシステムを構築する中で、柔道整復師もその専門性を生かした役割を果たしていくことが求められる。

一方で、近年、療養費の悪質な不正請求事案の存在が指摘されている中で、不正請求への対策を講じることは喫緊の課題である。

こうした視点を踏まえ、当専門委員会においてこの間行った議論について、以下のとおり整理する。

この議論の整理で示されているそれぞれの事項について、別途、工程表を策定し、これに基づいて実行していくべきである。

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

○ 柔道整復療養費の支給対象については、「柔道整復師の施術料金の算定方法」(昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」(平成 9 年 4 月 17 日付け保発第 57 号。以下「留意事項通知」という。)や質疑解釈(事務連絡)によって示されている。

○ 留意事項通知において、療養費の支給対象の負傷の範囲に関して用いられている「亜急性」の文言については、医療保険の療養費として支給する範囲

を見直すべきとの意見や見直しは必要ない等様々な議論があったが、「亜急性」の文言について、「亜急性の外傷」という表現は医学的に用いられることはないとの意見を踏まえ、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容を踏まえた見直しを行うことを検討すべきである。

(参考) 政府の答弁書では「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すもの」としている。

○ また、支給対象について、近接部位の該当性など判断に迷う事例が多く、統一的な運用とするために支給基準の更なる明確化を図るべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、厚生労働省は、全国健康保険協会都道府県支部及び国民健康保険団体連合会に設置された柔整審査会(以下「柔整審査会」という。)において判断に迷って合議が必要となった事例等を収集し、必要に応じて専門家に相談し、来年度を目途に整理した上で公表するべきである。また、整理した事例については、当専門委員会に報告し、今後、必要に応じて改訂するべきである。

2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

○ これまで講じてきた療養費の適正化策の影響を逃れるため、同一患者について負傷と治癒が繰り返されるといった、いわゆる「部位転がし」という請求方法が新たな不正請求の手口として指摘されている。

○ こうした事例に対応するため、これまでの多部位、長期又は頻回の施術内容に重点をおいた審査の手法に加え、いわゆる「部位転がし」等の不正の疑いの強い請求を抽出し、重点的な審査を実施するなど、不正請求への対応を強化すべきである。

○ 審査の重点化に向けて、柔整審査会における統一的な審査基準を策定するため、厚生労働省は、柔整審査会及び保険者の協力の下、支給対象の明確化に向けて収集した事例を基に、審査基準を策定するべきである。

○ また、来年度から、柔整審査会の権限を強化し、傾向審査や縦覧点検の実施の結果、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提出や説明の求めに応じることとするべきである。

柔道整復療養費に関する議論の整理(平成28年9月23日)②

○ 適正な保険請求を担保するため、現在、療養費の支給の申請にあたって、3部位目以上の施術に限っては柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）に負傷原因の記載を求めているが、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討すべきである。

○ 著しい長期・頻回事例における療養費の算定基準に回数制限を設けることについては、長期・頻回事例における患者の状態に関するデータがないことから、原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータを収集し、データの解析を進めた上で検討するべきである。

3. 療養費詐取事件等への対応の強化

○ 昨年の療養費詐取事件については、社会的問題として捉えられていることから、不正請求の疑いがある施術所に対する対応については、「2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化」で提示したとおり、保険者又は柔整審査会が調査を行い、調査の結果、不正請求が判明した場合は、当該施術所を管轄する地方厚生（支）局に対して情報提供を行い、当該地方厚生（支）局における積極的な指導・監査につなげるべきである。そのため、地方厚生（支）局における指導・監査の人員体制を強化するべきである。

○ 地方厚生（支）局による個別指導・監査の早期着手を可能とするため、保険者又は柔整審査会は、不正請求の疑いが強い施術所に係る的確な情報提供を積極的に行うこととし、必要な情報提供の内容や情報提供を受けた地方厚生（支）局が個別指導・監査を実施する際の手続の迅速化の仕組みを検討するべきである。

○ その上で、地方厚生（支）局は、不正請求が明らかになった施術所に対しては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）による受領委任の取扱いに係る協定又は契約（以下「協定・契約」という。）に定める「受領委任の取扱いの中止」を躊躇なく確実に運用するべきである。

○ 白紙署名の問題に関しては、保険者側から施術毎に署名を求めることとしてはどうかとの意見があった。これに関しては、実際に患者が受療しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施するべきである。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入するべきである。

○ また、不必要に多部位・多回数を利用しているという問題のある患者については、保険者において、受領委任払いではなく、償還払いしか認めないようなする権限を与えるべきとの意見があった。この点については、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

○ 療養費の受領委任を取り扱う施術管理者について、柔道整復師の資格があれば保険請求の知識・経験等を問わず施術管理者になれる点や、継続的に施術管理者としての適性を確認する仕組みがない点について、見直すべきではないかとの意見があった。

○ 施術管理者が受領委任に係る取扱い全般を管理する仕組みは、適正な保険請求を担保するために導入されたものであるが、関係法令及び通達の遵守を徹底し、その適格性を担保する観点から、要件の強化が必要である。このため、「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」における議論を踏まえつつ、施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入に向けて検討すべきである。

○ 新たな仕組みの導入に当たっては、実務経験の確認方法、研修受講を要件とする場合の研修の内容や認定方法、研修修了者の識別方法、不正への対応、更新制の可否等、慎重な検討を要する実務上の課題が多くある。厚生労働省は、具体的な仕組みについて早急に検討を開始し、具体案について当専門委員会に報告するべきである。この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討すべきである。

柔道整復療養費に関する議論の整理(平成28年9月23日)③

- また、初検時相談支援料について、9割以上が初検料と併算定されている現状に照らし、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう施術管理者の実務要件や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討すべきである。この検討については、施術管理者の要件に係る検討と併せて行うことが適当である。

5. その他

(1) 療養費・往療料の在り方

- 療養費の料金改定については、これまでの適正化の流れを踏まえつつ、適正な請求を行う施術者が正当に評価されるよう、整備料等にウエイトを置いた評価を行うべきである。
- 同一建物の複数患者への往療については、公平性や適正化の観点から、保険者による判断や建物の形態によって往療料の算定に差異がある現行の支給基準を改め、「同一建物居住者」(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物に居住する複数の者)であるか否かによって判断するよう改めるべきである。
- 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、健康保険法の趣旨からみて不適切であり、療養費支給の対象外とするべきである。

(2) 電子請求の導入等について

- 支給申請書様式は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)別紙様式第5号において示されているところであるが、実態として、施術者によって使用する様式が異なっており、審査に支障を来しているとの指摘を踏まえ、様式を統一するよう再度周知するべきである。
- 電子請求の導入に向けて、情報セキュリティに配慮しつつ、署名・押印を求める現行の用紙による請求方式の例外として、電子請求に係るモデル事業を実施するべきである。当該モデル事業の結果を踏まえ、今後の電子請求の導入について検討すべきである。

- (3) あん摩・マッサージ・指圧師、はり師又はきゅう師の施術に係る療養費との併給

- あん摩・マッサージ・指圧師、はり師又はきゅう師の施術に係る療養費との併給について、保険者の協力を得て、実態把握を行うべきである。

(4) 広告について

- 厚生労働省は、早急に不適正な広告への対応策の検討に着手し、是正を図るべきである。

① 明細書の義務化について

(参考)第14回専門委員会(平成30年4月23日)での議論

【平成30年4月23日 柔道整復療養費検討専門委員会議事録(抜粋)】

○ 保険医療企画調査室長

患者から一部負担金の支払いを受けるときには、領収証を無償で交付するというふうにされております。また、患者から求められたときには、明細書を交付するというのが現行のルールでございます。

これに加えて(2)で、保険者等が施術管理者に対して、領収証の発行履歴、来院簿、その他通院の履歴がわかる資料の提示、閲覧を求めることができるというのを昨年の10月から実施してございます。

こうした取り組みのほか、さらにということでございますけれども、施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の写しまたは明細書を、患者または家族に交付する(既に明細書を交付している場合を除く)などにより、患者が施術・請求内容を確認する取り組みについて、平成31年中の実施に向けて検討するということでございまして、患者さんが施術・請求内容を確認することが大切ということで、そのための方法として、ここでは支給申請書の写しの交付などにより、患者が施術・請求内容を確認する取り組みを31年中の実施に向けて検討するということでございます。

下に矢印についておりますけれども、患者による施術・請求内容の確認につきましては、上記というのは支給申請書の写しの交付という方法のほか、施術ごとに患者が施術内容を確認の上署名する方法、あるいは施術内容がわかる領収証を発行する方法なども考えられるということで、我々としては、患者が施術・請求内容を確認する取り組みを31年中の実施に向けて検討をこれからしていく。その中で、どのような方法によって患者が施術・請求内容を確認するかについては、支給申請の写しの交付のほか、施術ごとの毎回署名、もしくは施術内容がわかるような領収証の発行というような方向も含めて検討をしていきたいと考えてございます。

(参考) 現行の通知

【柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日 保発0524第2号)】(いわゆる「受領委任通知」)

別添1((公社)日本柔道整復師会の会員向け)別紙

○正当な理由が無い限り、「領収証は無償で交付」、「明細書は患者から求められた場合に交付」することを規定

(領収証の交付)

20 丁は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

○保険者等又は柔整審査会は、請求内容に不正又は著しい不当があるかを確認するため通院の履歴が分かる資料等の提示や閲覧を求めることができることを規定

(指導・監査)

43 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。

別添2((公社)日本柔道整復師会の会員以外の柔道整復師)についても上記と同様に規定されている。

(参考)診療所の取扱い(明細書発行体制等加算)

○ 明細書発行体制加算について

個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)を満たす保険医療機関(診療所に限る。)を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、1点を所定点数に加算する。

※ 明細書発行体制加算に関する施設基準

- (1) 診療所であること。
- (2) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。
- (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。

② 不適切な患者の償還払いについて

③ 療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み

(参考)ホープ接骨師会の負債額等

- 負債額 約14億円
- 会員数 旧あさひ接骨師会会員 約300名
ホープ接骨師会会員 約200名

(参考)就業柔道整復師数(平成30年12月末) 約73千人(施術所数 約50千力所)

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況(厚生(支)局別)

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考)情報提供		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
北海道	594	488	79	1	5	0	0	0	0	0	0	0	32	14	23
東北	198	208	152	6	7	5	1	0	0	1	0	0	58	29	36
関東信越	1,781	1,250	924	8	8	6	3	4	5	5	2	1	297	208	200
東海北陸	459	465	285	10	12	8	1	1	0	0	1	0	83	100	43
近畿	754	809	370	31	18	13	7	5	4	4	5	4	134	76	157
中国四国	152	164	144	9	9	3	1	1	0	1	1	0	68	21	10
四国	94	113	95	1	0	4	0	0	0	0	0	0	15	22	11
九州	526	595	448	6	8	7	4	1	1	4	1	0	71	46	69
計	4,558	4,092	2,497	72	67	46	17	12	10	15	10	5	758	516	549

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

(参考) 柔道整復施術療養費支給申請書(復委任)

柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)の一部改正について
(平成22年11月29日 保発第1129第3号、保医発1129第1号)

(参考)

				一部負担金				円			
				請求金額				円			
				※				円			
				登録記号番号				円			
				登録記号番号がわかりやすいよう別枠を設置							
療養費の受領を再委任する場合は 施術証明欄のスペースに例示に準 じて記載											
支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 4:別段				預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段				金融機関 銀行 金庫 農協			
本店 支店 本・支所				力加ナ 口座 名称 口座 番号							
上記のとおり施術したことを証明します。				また、療養費の受領を〇〇〇〇〇〇会 〇〇〇〇会長(〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇号)に委任します。				受取代理人の欄			
平成 年 月 日				平成 年 月 日							
所在地〒				住所(上記住所欄と同じ)							
施術所名称				被保険者 世帯主 組合員 受給者				氏名			
電話				氏名				高齢者の使用に配慮し、氏名ス ペースを大きく確保。			
柔道 整復師氏名				氏名							
備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。				(※は保険者使用欄)							

事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その2)」

(平成23年3月3日 保険局医療課)

(問8)新様式の欄外は自由に使用してよい。

(答)施術者団体名、保険者名及び整理番号等の記載など軽微な活用は差し支えないが、できる限り控えていただきたい。

(問11)施術管理者が施術団体の長等に療養費の受領を委任する際の委任の記載例が示されているが、委任する場合と委任しない場合があり、2種類の様式でなく、今回の新様式1種類のみで対応できる方法はないか。

(答)下記記載例のように記載されたい。

(記載例)

上記	ことを証明します。 また、療養費の受領を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇会長(〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇号)に ① 委任します 2. 委任しません	受取代理人の欄
施術証明欄	↑ 該当部分に○を付ける	

(参考) 医科等の審査支払の概要

